

公 告

横浜市公告第 483 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄ビル

西区北幸一丁目3番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左 藤 誠

西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾 我 清 隆 西区北幸二丁目9番14号 ほか4者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 山 田 浩 央 西区北幸二丁目9番14号 ほか4者

(4) 変更の年月日

令和7年6月30日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和7年8月19日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課